

令和元年度 江の川（上流）河川サポーター募集要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を更に進め、あわせて河川愛護思想の普及、及び河川の適正な維持管理を実施するための河川サポーター制度を実施します。

河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川サポーターを公募します。

1. 活動内容

サポーターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えていただくことが主な活動内容です。定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な義務や権限を有するものではありません。

伝えていただく主な事項は、次のとおりです。

- ①河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象等。
- ②ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した事象等。
- ③近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特別の要望等。
- ④その他、特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、上記の活動のほか、余暇などで任意に対応できるような場合に、河川管理者とともに地域住民の方々への河川愛護思想の普及・啓発活動などに、参加を依頼することもあります。

2. 活動範囲

活動範囲は以下の範囲とします。

- 【1. 三次市管内】
 - ・江の川(安芸高田市との境～鳥根県との境まで)の沿川
 - ・馬洗川(江の川との合流点～新鳥居橋)の沿川
 - ・西城川(馬洗川との合流点～旭橋)の沿川
 - ・神野瀬川(布野川との合流点～江の川への合流点)の沿川
 - ・灰塚ダム湖周辺
- 【2. 安芸高田市管内】
 - ・江の川(土師ダム直下流～三次市との境)の沿川

3. 応募資格

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行出来る満20歳以上の方で、上記2. の活動範囲(河川)から おおむね5km以内に居住の方。

4. 任命方法と任期

河川サポーターは、国土交通省三次河川国道事務所長が任命します。

任期は令和元年7月1日から令和2年6月30日までの1年間です。

5. 募集人員

三次市及び安芸高田市からそれぞれ若干名

6. 活動手当

手当等の支給はありません。

7. 選考方法

- ① 選考は、年齢、地域構成等を総合的に勘案して、三次河川国道事務所に設ける選考委員会により選考させていただきます。
- ② 選考結果は、郵送等にて応募者に通知します。

8. 応募方法

下記記入要領のとおり該当事項を別紙2「河川サポーター応募用紙」に記入のうえ、郵便及びFAX又は電子メール<info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp>により、令和元年6月14日(金)までに応募先まで提出してください。電話での応募は、受け付けません。

(記入要領)

- ① ^{ふりがな}氏名
- ② 年齢
- ③ 住所
- ④ 電話番号(Fax番号、メールアドレス)
- ⑤ 職業
農業・漁業・林業・自営業・会社員・学生・その他()
- ⑥ これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ⑦ 応募理由、自己PRなど

※応募されました上記の個人情報は、河川サポーター選考や任命後のサポーター活動のみに使用し、個人情報保護報に基づき適正に管理します。

9. 応募先・問い合わせ先

〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号
国土交通省三次河川国道事務所 占用調整課 小池・三島
TEL:(0824)63-4121(代表)
FAX:(0824)63-3132
Email: info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp